

一、御幼稚の時、對山公御子達三人を一度にめし、御簞笥一つ御出し被成、是は御鏝にて候。各へ可被下候。御撰取可被成候旨被仰候。則中納言様御啓き被成候て御撰申候。三枚御取被成候。其次に内藏頭殿御同然に御取被成候。其次主税頭様は、しばらく御思案被成、是は不殘拜領仕度旨被仰上候へば、對山様御悅被成、例の大氣もの、不殘可被進旨被仰候。御拜領被成、御附の衆中へ皆々被下、二三枚残り申を御用被成候。扱少し御成人被成候よりは大明律を御數寄被成、是迄を御覽被成候。同上

一、紀州にて或時、御川狩に御出被成候。例々御川狩の前に魚の集り候様仕り置、多く御捕被成候事に候。然處其日の御狩に魚物一つも無之、何の御慰も無之候。前廉魚を集候ものども、覺有之儀に付、近頃難心得事とて、ひたもの致吟味候處、川岸に殊の外泥のあがり申所有之候。仍之愈議仕候へば、前夜の内捕へ申もの相知申候。沙汰の限成事とて令牢舍候。其段御聞被成、此者の罪牢舍は當り不申候。元來あるまじき事を仕候は馬鹿にて候。何者か我等が慰に仕候節に臨て、魚を捕へ候て、あらはれざるといふ事

あるべきや。其考もなく、か様の儀仕候は、至て馬鹿ものに候へば、其分にて能く候へども、乍然國の太守をも、おそるゝ事をしらぬものにては、國中に難差置候。國境迄送遣し、追拂可申旨被仰付候。同上

可觀小説卷十二

一、柳澤四兵衛、高橋源太夫喧嘩の事

天和三年六月廿五日、大番頭水野周防守組高橋源太夫源太夫は源太夫の娘

三十一歳と、安部攝津守組柳澤四兵衛四兵衛は周防守の弟、四兵衛は周防守の弟、前夜西

丸御番所にて、下人の事に付口論有之候。相番中申なだめ

置候處、今朝西丸を退出の時、源太夫は少し先へ出、大手

腰掛の邊にて待請候て、四兵衛出候を言葉を掛け、脇指

を以て斬之。其所は下馬札より三間程内の方に候。四兵

衛刀拔合相戦ふ。源太夫も手負立のき候處を、四兵衛小者

走り寄て腰をなぐ。依之源太夫倒れ候處を、四兵衛立寄斬

之候へども、手内へのり入て刀向へ飛たるを不知。殊の外

深手故早前後を忘れ申候て、拳計にて切体をいたし候て則

死す。源太夫は御目附松平孫太夫參向、意趣有之堪忍難成

打果候。某儀は足不叶候故、刀は寸延申候間、脇指にて仕

候と申畢て死す。□□番五人共に、棒を突出候へども、

一人飛込扱候迄にて、其餘は不構。□□一人もさへかね候

て立のき候。西丸大手の御番は、阿部對馬守當番□□家來

相勤候。右の節西丸御門を閉て出入を留る間、相番中出るを得ず。但周防守組戸田藤右衛門は、源太夫と同道、殊にいとこに候得共、喧嘩の間雙方へ不構、傍に見物仕有之候。

其頭周防守事は乍不存事組の儀、殊に西丸大手先の事にも

候故、可致遠慮やの由、同役を以て老中へ相伺ふ處に、逼

塞可有之旨にて逼塞す。且又昨日相勤候周防守組頭并組

中、相役本多紀伊守宅へ招て御目付被遣、御詮議有之候。

同月廿八日右戸田藤右衛門儀は、本多紀伊守へ御預け也。

右四兵衛の喧嘩の様子承置度、數年心掛候得共不相知候

處に、此間不存知去旗本衆筆記の内に、此事有之候を見

當り候に付、此所へ書加置候。享保十六年五月

一、柳澤四兵衛鎗持の出世

柳澤甲斐守吉里家の足輕頭豊田儀兵衛七百石立身の事。儀兵

衛事本は柳澤四兵衛鎗持に候。常憲院様御代始天和・貞享

の年間、四兵衛當番の日、大手何某是は嚴有公御代の内、檢校の子を召出さる。其人生來談にて、常に杖にて歩

杖にて登城同道有之候。常々もたはぶれ被申候や、

其時も生ながらの杖付は、尤の儀に候旨被申候。此旨に付

口論に及び候て、下乘にて切結び被申候。やれ喧嘩よとて、